

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号） 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてないものは、これを加える。)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 20210204保局第1号 令和3年2月25日 改正 20220525保局第1号 令和4年7月15日 <u>20240513保局第1号 令和6年5月24日</u></p> | <p>保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について</p> <p>廃止・制定 20210204保局第1号 令和3年2月25日 改正 20220525保局第1号 令和4年7月15日</p> |
| <p>2. 技術的能力について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 緊急時対応の要件</p> <p>緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 告示第2条第3号口中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により<u>現地の道路事情等を勘案するものとする。</u></p> <p>また、離島・山間部等において地域の事情により「原則として30分以内に到着」することが困難な場合には、以下の事例を参考に設備の設置等を行い緊急時対応の要件を満たすと判断して差し支えない。</p> <p>ただし、全ての地域において、以下の事例を満たすことで緊急時対応の要件を満たすと一律に判断されるわけではないことに留意とともに、「緊急時対応の要件を満たす」ものは、地域の事情に応じて判断されるものである。</p> <p>(i) 液化石油ガス販売事業者の販売所がない離島における一般消費者等を対象に、供給先の全戸に対して集中監視システムを導入し、常時監視体制を維持することを条件に、当該条件を</p> | <p>2. 技術的能力について</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 緊急時対応の要件</p> <p>緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ 告示第2条第3号口中「原則として30分以内に到着し」については保安業務計画書の中の「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」の欄に記載された出動するための手段及び規則第30条第2項第2号に基づき提出された図面により<u>現地の道路事情等を勘案するものとする。</u></p> |

満たす供給設備及び消費設備に対して行う緊急時対応について
ては要件を満たすと判断。

(ii) 公安委員会が発行した「緊急自動車指定届出確認書」の写しを提出した申請者に対して、事業所を起点にして最長走行距離 40km の区域まで緊急時対応の要件を満たすと判断。

(iii) 県内外いずれの保安機関も 30 分以内に対応が困難な離島の一般消費者等に対し、マイコンメーター、ヒューズガス栓及びガス漏れ警報器を設け、定期供給設備点検・定期消費設備調査をおおむね 2 年に 1 回以上行うことを条件に緊急時対応の要件を満たすと判断。

⑤ [略]

(5) [略]

⑤ [略]

(5) [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。